

## **用語解説**

## 用語解説

あ

### ■あんしん歩行エリア

歩行者等の安全通行の確保を目的として、交通事故の多発している住居系・商業系地区等において、「あんしん歩行エリア」を指定してエリア内における約2割の死傷事故抑止を目指すものです。対策は、信号機等の整備としてバリアフリー対応型信号機、自発光式道路標識等の設置、また、歩行空間の整備として歩道の整備、段差・勾配の解消等を行い、面的かつ総合的な対策を展開するものです。

い

### ■意思疎通支援

障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援するため、平成25年4月に施行された障害者総合支援法等において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度として規定されたものです。

障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達等、様々なものがあります。

### ■移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施されている事業です。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において実施されており、各市町村が地域の特性や利用者のニーズに応じて個別支援型、グループ支援型及び車両移送型などの柔軟な形態で、ガイドヘルパーの派遣などのサービスを提供しています。

### ■医療型児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援センター」の類型の1つです。

児童発達支援センターには、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型児童発達支援センターでは、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

## ■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う「障害児入所施設」の類型の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

## ■インクルーシブ教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

う

## ■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを言います。

え

## ■SST

“Social Skills Training” の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

## ■SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこのSOSシグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

## ■NPO

非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称です。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体で、都道府県等からの認証を受け法人登記を行い法人として活動しているものをNPO法人（特定非営利活動法人）といいます。

## お

### ■音声機能障がい

音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、音声機能に著しい障がいがあり、音声のみを用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのことです。

## おんやくほうしこん

### ■音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者（目の見える方）が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

## き

### ■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が任意で設置することができます。

## きょうどこうどうしょう

### ■強度行動障がい

主に自閉症をはじめとする発達障がい児者のうち、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や間接的他害（強いこだわり等）、自傷行為等が通常考えられない頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

## く

### ■グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

## け

### ■ゲートキーパー

心理、社会的问题や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

**こ****■高次脳機能障がい**

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

**■行動援護**

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

**■高等特別支援学校**

軽度知的障がいのある生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

**■合理的配慮**

障がいのある人等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、その実施が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮のことを言います。合理的配慮の典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けすることなどが挙げられます。

**■コンシェルジュ**

→発達障がい者支援コンシェルジュ（175ページ）を参照

**さ****■サービス管理責任者**

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

**■サービス等利用計画**

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活

を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

### ■災害図上訓練 (DIG)

災害図上訓練「D I G (ディグ)」とはDisaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング (机上訓練) をするものです。

### ■災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援を行う仕組みのことです。

## し

### ■COPD (慢性閉塞性肺疾患)

慢性閉塞性肺疾患 (Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「C O P D」) とは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

### ■CKD (慢性腎臓病)

慢性腎臓病 (Chronic Kidney Disease、以下「C K D」) とは、糖尿病や高血圧症などのさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです、または、たんぱく尿が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

### ■失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳 (たいていの人は左脳) の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳 (左脳) の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

### ■児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

## ■自閉症

自閉症は多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がいで、症状が軽い人たちまで含めると約 100 人に 1 人いると言われています。自閉症の人々の状態像は非常に多様であり、信頼できる専門家のアドバイスをもとに状態を正しく理解し、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていく必要があります。

## ■自閉症・情緒障がい特別支援学級

自閉症（他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい）や情緒障がい（状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことと言います。

## ■社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

## ■周産期医療

妊娠後期（妊娠満 22 週）から早期新生児期（生後満 7 日未満）までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

## ■重症心身障がい児（者）

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）です。

## ■重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの 1 つで、常時介護をする身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

## ■就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの 1 つで、一般就労等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行うサービスです。

## ■就労継続支援 しゅうろうけいぞくしえん

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## ■障がい者雇用開拓員 しおう しゃこよう かいたくいん

各障害者就業・生活支援センターに配置され、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓及び特別支援学校の職場実習先・就職先等の開拓及び生徒・卒業生の就労・定着支援を実施する者のことです。

## ■障害者就業・生活支援センター しおうがいしゃじゅぎょう せいかつしえん

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

## ■障がい者に関するマーク しおう しゃのかん

障がいのある方に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや標示があります。

これらのシンボルマークには、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

## ■小児慢性特定疾患 しおにまんせいとくていしちかん

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

## ■ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のことです。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

## ■身体障害者補助犬 しんたいしおうがいしゃほじょけん

視覚、聴覚、肢体に障がいのある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。身体障害者補助犬法では、身体障がい者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができることなどを定めています。

- ① 盲導犬 視覚障がい者の歩行等のサポートを行う専門的な訓練を受けた犬で、ハーネスと呼ばれる白または黄色の胴輪を付けています。犬種はラブラドール

レトリーバーが多く使われています。

- ② 聴導犬　聴覚障がい者に音声による情報を知らせたり、音源までの誘導を行う等のサポートを行う専門的な訓練を受けた犬で、具体的には目覚ましの音を聞いてユーザーを起こす、呼び鈴を聴いてユーザーを玄関に導く、防犯ベルや火災警報等の音を聞いてユーザーに危険を知らせる等、音声の種類を聞き分け、それに応じた行動を行います。犬種は選ばず、保健所や動物愛護センター等に預けられている犬を引き取って訓練を行う例もあります。
- ③ 介助犬　主に肢体不自由者のサポートを行う専門的な訓練を受けた犬で、物を拾う、ボタンを押す、着脱衣の介助、車いすを引っ張る、体位交換時に介助者を助けるなど障がい者の個別のニーズによりさまざまな作業を行います。犬種は主にラブラドールレトリーバーが使われています。

## せ

### ■精神科救急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムです。

### ■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようになるなど、これらの人を不利益から守る制度です。

### ■遷延性意識障がい

日本脳神経外科学会の定義によると、重度の昏睡状態を指す病状のことで、3か月以上、種々の治療にもかかわらず、次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。
- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

そ

そうだんしえんせんもんいん

### ■相談支援専門員

県の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる様々な生活の課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

た

たいいんごせいいかつかんきょうそうだんいん

### ■退院後生活環境相談員

平成 26 年 4 月 1 日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

認知症等で医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができるよう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者（居宅介護事業者等）と連携を図ることになりました。

ち

ちいきせいいかつしえんじぎょう

### ■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

### ■チャレンジトレーニング事業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習（10 日間）を行います。

て

### ■DPAT

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる

等、精神保健医療への需要が拡大します。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要となります。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがD P A Tです。

### **てんやくほうじいん** ■点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人です。

### **と** どうこうえんごじぎょう ■同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービスです。

### **とうごうしちょうしょう** ■統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）、という特徴を併せもっています。

### **とくていきゅうしょくしゃこようかいはつじょせいきん** ■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成するものです。

### **とくべつしえんきょういく** ■特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという観点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

### **トライアル雇用**

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常時雇用）での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

な  
なんびょう  
**■ 難病**

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。同省の「難病対策要綱」では、

- ① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある少くない疾病
  - ② 経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病
- としています。

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障がい児にあっては、児童福祉法に基づく障がい児支援）が利用できることとなりました。

なんびょう い  
**■ 難病生きがいサポートセンター**

難病生きがいサポートセンターは岐阜県内の難病の総合的な相談窓口と情報発信の基地として位置づけられており、岐阜県の委託を受け、特定非営利活動法人岐阜県難病団体連絡協議会（難病連）が運営しています。

なんびょう  
**■ 難病ホームヘルパー**

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため必要な知識、技能を有するホームヘルパーのことです。

に  
にちじょうせいかつじりつしえんせいど  
**■ 日常生活自立支援制度**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。）

の  
**■ ノーマライゼーション**

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者（特に知的障がい者）の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる

社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

### ■ ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にフラップ（渡り板）を付けることで車いすも乗降できるようにしたもので。空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置がついているものもあります。

### は はたら おうえんだん ■ 働きたい！応援団ぎふ

岐阜県教育委員会が、特別支援学校生徒の就労を支援するため、企業に職場見学や就業体験、雇用などに協力してもらう登録制の制度です。協力してもらう内容は、職場見学、就業体験、企業内作業學習、校内作業學習の技術指導、就労推進の5つがあり、うち1つでも協力可能な企業は登録をすることができます。

### はったつしうがいしゃ しょん ■ 発達障害者支援センター

発達障がい児者及びその家族等に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などをを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。岐阜県では、平成18年度から「発達障がい支援センターのぞみ」を設置し、発達障がい児を中心の支援を実施してきましたが、平成27年度からは成人期の支援の強化を図り、「発達障害者支援センター」として児者一貫した支援を行うこととしています。

### はったつしう しゃ しょん ■ 発達障がい者支援コンシェルジュ

発達障がい者の就労に重点をおいた支援を専門に担当する相談員（コンシェルジュ）を5圏域の活動拠点となる事業所に配置し、関係機関と連携して圏域内の発達障がい者の支援にあたるとともに、発達障がい児者支援に関する会議、研修に参加することにより、各圏域の支援者とのネットワークを構築します。なお、コンシェルジュとは、ホテル等で利用者の様々な相談や要望に応える方の職名として使われています。利用者一人ひとりに応じたきめ細かいサービスを行うものとしてこの名称を使用しています。

### ■ パラリンピック

パラリンピック大会は4年ごとのオリンピックに引き続き、同じ場所で開催されます。

パラリンピックの名前は、Paraplegia（下半身マヒの意味）と Olympic（オリンピック）

を合成してつけたことに由来しています。また、paraには「もう一つの」という意味もあるので、もうひとつのオリンピックとも言われています。歴史的には、パラリンピックは約50年にわたって開催されています。

パラリンピックは、今日では、障がい者スポーツを代表する祭典となっています。

### ■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ひ

### ■ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

### ■ピアソーター

ピアサポートを行う人のことを言います。

### ■避難所運営ゲーム (HUG)

Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。

ふ

### ■FAX110番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。この他、Eメールによる緊急通報の受理（Eメール110番）も行われています。

### ■福祉メディアステーション

岐阜県大垣市にあるソフトピアジャパンセンターの1階にある施設で、障がい者が、マルチメディアを活用して、自立、社会参加、創作活動、就労等の「自己表現」を図る営みをその企画段階から支援しています。岐阜県及び公益財団法人ソフトピアジャパンの財政的、技術的支援を得ながら、一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会が主体となって運営

を行っています。

## へ

### ■ペアレントトレーニング

発達障がい児の親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶ訓練のことです。

### ■ペアレントメンター

発達障がい児の子育て経験のある親が、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

## め

### ■メール110番<sup>ばん</sup>

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、Eメールによる緊急通報の受理のことです。この他、FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）も行われています。

## も

### ■盲ろう

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

社会福祉法人全国盲ろう者協会の「盲ろう者に関する実態調査（平成25年3月）」によると、盲ろう者は約1万4000人と推計されています。

### ■盲ろう者通訳・介助者

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において、「盲ろう者通訳・介助者養成事業」及び「盲ろう者通訳・介助者派遣事業」が都道府県の必須事業として位置づけられています。

## ゆ

### ■ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

## ■ユニバーサルデザインの授業 じゅぎょう

障がいの有無に関係なく、全ての児童生徒が「分かる」「できる」ように工夫・配慮された授業のことです。

## よ ■要約筆記者 ようやくひっきしゃ

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するものです。

## り ■リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方です。

## りょういく ■療育

児童福祉法第19条に規定される概念で、「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味すると解され、もともとは、身体に障がいのある児童について早期発見と早期治療及び指導・相談を行うことにより、障がいを克服し、児童が持つ発達能力を有効に育て、自律生活に向かって育成する意味合いで使われてきました。

最近では、この概念が広がり、身体障がいだけでなく知的障がいをも含めて、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、自己実現をめざす総合的な支援活動としてとらえられており、本人の発達支援と周囲の環境改善の両面にわたり、医療、教育、福祉などの資源を動員し総合的に対応していくことが求められています。

## れ ■レスパイト

障がい者（児）を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

## ろ ■ロコモティブシンドローム（運動器症候群） うんどうきしょうこうぐん

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のことです。

## **岐阜県障がい者総合支援プラン**

平成 27 年 3 月

編集・発行

岐阜県健康福祉部障害福祉課  
岐阜市薮田南 2-1-1  
電話 058-272-1111（県庁代表）  
FAX 058-278-2643  
E-mail c11226@pref.gifu.lg.jp